

新型コロナウイルス感染症関連情報

登記手続案内を利用される皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、釧路地方法務局における登記手続案内は、原則として**予約日時における電話による手続案内**とさせていただきます。

つきましては、下記の点にご留意の上、ご利用願います。

記

- ・ ご予約は、事前に以下の法務局まで電話予約をお願いします。
- ・ **予約日時に法務局からお電話いたします。**
- ・ 既に予約済みの方で連絡先をお聞きしている場合は、事前に法務局からご連絡の上、予約日時に電話により手続案内を実施させていただきます。

【申請書式案内情報】

不動産登記申請書式に関しては、[こちら](#)をクリックしてください。

商業・法人登記申請書式に関しては、[こちら](#)をクリックしてください。

なお、登記の申請や各種証明書の請求については、可能な限り、オンライン又は郵送による手続をご利用ください。

釧路地方法務局

相続登記

抵当権の抹消

会社・法人の設立

役員変更

などの

登記手続案内は、**予約制**です！

予約の上、ご利用ください。

登記手続案内を利用されるお客様は、事前に電話又は窓口で**予約**をお願いします。

	手続案内時間（祝日・年末年始を除く）	電話番号
本局	月～金 9:30～16:30 (正午から午後1時までを除く)	0154-31-5021
帯広支局	月～木 9:30～16:30 (正午から午後1時までを除く)	0155-24-5837
北見支局	月火木金 9:00～16:30 (正午から午後1時までを除く)	0157-23-6160
根室支局	月水金 9:30～16:30 (11:30から14:00までを除く)	0153-23-4874
中標津出張所	火水木 9:30～16:30 (正午から午後1時までを除く)	0153-73-1212

登記申請書の作り方は、法務局ホームページでご案内しています。

不動産の登記申請手続へ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

会社・法人の登記申請手続へ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>



ホームページの申請書様式及び作成方法をご覧になった上で、ご不明な点がございましたら、「登記手続案内」をご利用ください。

裏面もご確認ください。

釧路地方法務局

登記手続案内をご利用の皆様

ご利用は **20分**以内

1回のご利用は、20分以内です。20分を過ぎると、次の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。

見本をお渡しします

法務局のホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。手続案内では、申請書類等にどのような記載が必要かを説明します。

ご自身で作成してください

申請書類等の書き方について説明しています。係員が申請書類等に手を加えたりすることはできません。申請書類等は、案内後、ご自宅等にてご自身で作成してください。

作成が難しい方は

時間に制約のある方や、作成が難しい方は、司法書士や土地家屋調査士などの専門家に依頼することを検討してください。釧路司法書士会においても無料法律相談会を実施しています。
(相談フリーダイヤル 0800-800-3946)

釧路司法書士会

検索

釧路土地家屋調査士会

検索

補正の可能性があります

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加提出が必要になることもあります。手続案内は、登記の完了を保証するものではありません。

事前の審査はできません

係員が申請前の書類に不備がないかを判断することはできません。内容の審査は、登記申請後に登記官が行います。

ご本人様の利用に限ります

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限ります。本人確認をしていますので、御協力をお願いします。司法書士や土地家屋調査士の資格を持たない者が代理人となり登記申請をした場合、刑罰が科されることがあります（司法書士法第73条。土地家屋調査法第68条）

釧路地方法務局